

# 政策資料

No.260

《復刊155号》  
1988年5月1日

巻頭言 .....1

## 〈特 集〉 税制関係

- 与野党政策担当者による税制協議における我々の提案と見解 .....2
- '88税制国会闘争中間報告 .....5
- 予野党国対委員長会談合意事項および政策担当者協議における自民党の回答.....11
- 今後の税制闘争について（談話） .....12
- 政府税制調査会の税制改革の素案について（談話） .....13
- 「税制改革に関する有識者調査」についての共同談話 .....14

## 〈資 料〉

- 1988年度政府予算案の成立に当たって（談話） .....14

- 1988年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ .....15
- 牛肉・かんきつ類自由化問題等についての申し入れ .....16
- 牛肉・かんきつ類自由化問題について（談話） .....17
- 1988年度蚕糸価格及び政策についての申し入れ .....18
- 佐藤農相訪米に当たっての申し入れ .....19
- 訪問販売法の改正について .....20

## 今日の焦点

- 郵便貯金の地域還流をどう進めるのか .....22
- 政策審議会役員 .....30
- 基本政策委員会役員 .....31

日本社会党政策審議会



## 卷頭言



# いま「党」に

## 求められているもの

上 原 康 助

政策審議会副会長

爽やかな季節・五月の到来である。そして、五月三日は憲法記念日、五月一五日は沖縄が本土に復帰した日でもある。ところが、私はその爽やかさを表面上、感じることはできても、壮快な気分にはなれない。

それは何故か。一つには、憲法のめざす「平和」「人権」「民主主義」が、誠に危うい状況にあるからである。二つには、今なお沖縄が、米軍支配下の復帰前とほとんど変わらない「太平洋の要石」としての役割を押し付けられているからである。

憲法前文で述べられている「われらは、平和を維持し、專制と隸

従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めた

いと思う」であるとか、憲法九条の戦争放棄、戦力不保持など、憲法のめざすすばらしい目標と現実の乖離が、五月の爽やかさとは裏腹に曇り空にしてしまっている。

憲法形骸化の事例を、われわれは残念ながら随所にみることがであります。朝日新聞社へのたび重なる襲撃事件は、その典型である。問答無用方式で、言論や行動の自由を奪わんとする愚劣な犯行がまかり通っている。

このような潮流のなかで軍事費は益々巨大に膨れあがり、軍事機

密の保護という大義名分を立てて国家秘密法制定の動きも公然となってきた。後世の史家が、今日

の状況を「まさに、戦後民主主義が追いつめられる過程であつた」と、判定を下さないとも限らない。

私たちはこのような暗黒社会を再び繰り返してはならないと頑張ってきた。だが、現実は厳しい。

社会党は言うに及ばず、革新勢力が衿を正し、ジワジワと押し寄せ

決していく「勇気・信念・行動」を忘れると、本当に取り返しのつかない日本になるのではないだろうか。

（うえはらこうすけ・衆議院議員）

争の先進県といわれた沖縄も、今や本土の体制に「めり込まれ」つづる。この沖縄の変化は、殘念ながら事大主義を受容してきた歴史的背景に起因している。いわば、長い物には巻かれろ、権力には従え、という事大主義が、これまでの沖縄の不幸な歴史の根源といっても決して過言ではない。歴史は繰り返すのかと情けない気持ちになるときもある。このことは、わが国全体にも当然、あてはまる問題である。

いま「党」や「革新」に、何が、最も問われ求められているのか、謙虚に受け止め、行動を起こすべきではないか。社会党の原点を大切にし、平和憲法の実現を常にめざし、自らの信念に忠実に、そして、柔軟かつ現実的な政策形成能力を緻密に積み上げていくならば、必ずや、党的前進、活性化が図られるものと確信する。変化、転換の時代である。逆流に抗して共に頑張ろう。

# 特集

## 税制関係

一九八八・三・二十四

### 与野党政策担当者による

### 税制協議における我々の提案と見解

日本社会民主党  
公明党

め、という確認から出発している。

したがつて、我々は、新大型間接税抜き  
極めて意図的に消極的姿勢を示している。

一、今回の与野党政策担当者による税制協議  
は、野党三会派の昭和六三年度政府予算案  
共同修正要求に関する与野党国対委員長会  
談での合意事項、すなわち、野党的要求す  
る減税は実施する、その財源については野  
党が提案している不公平税制等のは是正と野  
党が提案しているその他の項目（税外収入、  
自然増）を含めて政策担当者間の協議で詰

二、我々は、政策担当者による今日までの減  
税財源に関する折衝内容について大きな不  
満を持っている。我々は、国民の不公平税  
制は正の大きな声を反映すべく、九項目の大柱に基づく不公平税制の是正を要求して  
いるが、その内容については当然、各項目ごとに何点かの具体的な改善事項を含んで  
いる。しかし、自民党は、第一回の会談に  
おいて我々が概括的に例示した極めて限定  
的な項目に野党提案を封じ込め、しかも不公平税制の是正による財源補填については  
自民党が今日までに説明した内容は、単に  
大蔵省が計算したものであるというだけで、その積算根拠も資料も一切、公表され  
ていない。ちなみに、衆議院予算委員会に  
おいて我々が大蔵省に要求した税制関係資  
料について、大蔵省は未だに数十項目にわ  
たつて未提出のままである。

三、したがつて、我々は、我々が提案している以下の不公平税制是正の具体的な項目を再度提示するが、我々の提案に対する疑問については、まず自民党から根拠ある資料を提示するとともに、与野党合意に基づく新大型間接税抜きの減税財源について、建設的かつ具体的な回答・提案を早急に行うよう要求する。

(1) 有価証券譲渡益の課税強化 (四、〇〇〇億円)

有価証券譲渡益については原則課税とする。課税に当たつては、あくまで総合課税とするが、その第一歩としての当面の措置として、例えば自民党側からも指摘された「みなし源泉分離課税」について検討することとは拒否しない。個人の株式売り高は年間五〇兆円をはるかに超えており、四、〇〇〇億円という我々の試算は極めて妥当である。

キャピタル・ゲイン課税については、原則課税の方向は合意に達していると考えるので、自民党からの検討結果に基づく具体的な課税方式の早急な報告を要求する。

(2) 土地譲渡所得課税の強化 (二、〇〇〇億円)

我々は、①個人長期譲渡所得課税における二分の一総合課税の要件について三、〇〇〇万円以上（現行四、〇〇〇万円以上）

に引き下げる、②法人長期譲渡所得課税について超短期及び短期と同様の重課制度を創設し、その税率を一〇%とする（現行は、四年一一ヶ月で譲渡は二〇%重課、五年はゼロとなっている）、また同様に個人事業所得についても重課制度を創設する、③個人及び法人の事業用資産の買い替え特例について、その額を二割圧縮する（過去二割

圧縮されたが、それをさらに圧縮する）、また、赤字法人の土地購入資金の利子の損金算入の縮減、個人・法人の特定目的の土地の交換・譲渡の特例についても一部を圧縮する、④長期・短期の譲渡区分の見直し、を提案している。

このうち、①についてのみ自民党から数百億円の增收とされているが、その積算については明かではなく、我々はもつと多額になると考へている。また、②については国土庁の土地保有移動調査などから約一、〇〇〇億円、③については、過去の政府の説明から約八〇〇億円、④についても過去の政府の説明から数百億円にのぼると考えられる。したがつて、二、〇〇〇億円という額は適当である。

(3) 支払配当軽課制度の適正化 (七〇〇億円)

我々は、①政府も提案した、外国税額控除制度の圧縮（直接・間接税額控除制度）

に引き下げる、②法人長期譲渡所得課税について超短期及び短期と同様の重課制度を増収となるとしている。我々は三五%に引き上げることを主張しているので七〇〇億円は妥当である。

(4) 受取配当益金不算入制度の適正化 (一、二〇〇億円)

我々は、一〇〇%不算入のものを五〇%圧縮するべきと考えている。いわゆる「親子」法人関係を除いても不算入額の伸びからいって一、二〇〇億円の増収については根拠がある。

(5) 貸倒引当金の法定繰入率を段階的に引き下げるのこととし、当面三五%圧縮するという提案に対し、自民党からも我々の試算を上回る数値が示されている。

なお、これは恒久財源ではないという指摘もあるが、段階的に引き下げるところから数年は財源として活用できる。激変緩和については政府においても過去、積みまし停止と段階的圧縮の二方法を選択しており、我々は積年の懸案事項であることからも三五%は段階的であると考えている。

(6) 國際課税制度の強化 (一、五〇〇億円)

我々は、①政府も提案した、外国税額控除制度の圧縮（直接・間接税額控除制度）

の強化、②みななし税額控除制度の適正化、  
③控除限度額を超える限度超過額の繰越期  
間の二年への短縮（政府は三年）、④タック  
ス・ハイブン濫用規制の強化等、を提案し  
ている。

自民党は、①について国外所得割合を九  
〇%とするところで數十億円としているが、  
我々は、タックス・ハイブン対策の強化等、  
我々の提案を総合的に実施すれば一、五〇  
〇億円以上の増収は確実と考える。ちなみ  
に、政府においても調査を強化し、控除の  
不認を行つており、その結果、納付税額は  
年々増大し、六一年度においても二〇〇  
三〇〇億円となつてゐる。

(7) 利子・配当課税の適正化（二〇〇億円）

個人の受取配当の一〇%税額控除（一、  
〇〇〇万円超五%）を二分の一に圧縮され  
ば我々の想定以上の増収となることは自民  
党も認めてゐる。

控除を受けている配当所得者の大部分は  
高額の資産保有者であり、配当課税の適正  
化は必要である。

(8) 給与所得控除の頭打ちの復活（二〇  
〇億円）

一、〇〇〇万円超の収入について控除率  
五%で「青天井」となつてゐるものと昭和  
四八年以前と同様に頭打ちを復活させ、一、

五〇〇万円の控除額二三五・五万円で線を  
引く、という提案は極めて妥当であり、自  
民党のいう必要経費は認めないのかとい  
う反論は当を得ていない。我々は、二三五・  
五万円までは認めており、また政府自体に  
おいても配偶者特別控除制度に象徴される  
よう上限をおいている。

増収額については、平年度ベースではさ  
らに大きくなることは自民党も認めてい  
る。

(9) 納税環境等の整備（三、〇〇〇億円）

我々の提案には、税務職員の計画的増員  
も含んでいたが、基本的には六一年度をみ  
ても五、八八八億円（過去五年間の追徴額  
の平均は約五、三〇〇億円であり、年々増  
額している）の追徴額があるように税務執  
行の適正化を推進し、脱税を防止せよとい  
う国民の要求に真剣に応えるべきであると  
いうものであり、三、〇〇〇億円という目  
標は過大なものではない。

四、なお、税外収入、自然増収については、  
以下のように考える。

(1) 税外収入（三、〇〇〇億円）

る。

①外為会計においては、六二年度五、三  
五六億円の剩余金が発生し、一般会計へ一、  
四〇〇億円繰り入れが行われている。この  
剩余金からさらに一、〇〇〇億円を一般会  
計に繰入る。

②NTT株の売却益については、六三年  
度を一九五万株の売却が予定されている  
が、政府の六三年度予算計上額（国債整理  
基金）をみると現在の平均株価二四七万円  
の八〇%の価格で、三兆八・五三三億円を  
見込んでいる。しかし、最近のすう勢をみ  
ても歩止まりは一〇%みれば概ね安全であ  
り、その差額は四、八〇〇億円以上発生す  
る。このうち二、〇〇〇億円を一般会計に  
繰入る。

(2) 自然増収（七、三九〇億円）

①六二年度決算剰余金は二兆円以上発生  
することはすでに確実であり、このうち交  
付税分を除き、二分の一を国債整理基金に  
繰入れたとしても約七、〇〇〇億円程度は  
一般会計に繰り入れられる。

②六三年度における自然増収について、  
政府の見込は六二年度税収を過少に見込  
ており、また成長率も低く抑えている。現  
下の経済情勢をみれば、六三年度において  
は、政府の自然増見込四兆四、四九〇億円  
を大幅に超える自然増の発生は必至であ  
る。

ちなみに、六三年度における政府税収見  
積りは、六二年度税収見込を四一兆一九四  
〇億円とし、これをベースに六三年度四五  
兆六、四三〇億円（税制改正前）と見積もっ  
ているが、この六二年度税収はすでに第二

次補正によつて四三兆円となつております。前述の通りさらに增收が確実となつてゐる。

我々は、取りすぎている税を国民に返

すことは当然であると考える。また、自然

増は日本経済の伸びからいつて翌年度以降、税収が極端に落ちこむことは予測出来ず恒久的減税の財源として一過的なものではない。

五、なお、地方税減税については、我々は、

国の予算案に対する修正要求を行つたことから地方財政計画に係る歳入の詳細については触れていないが、野党の減税要求による地方税財政収入（交付税含む）の減收は約一兆二、五〇〇億円、我々の不公平是正策及び地方税改正、自然増等による地方税財政収入の伸びはこれをはるかに上回ると見込んでいた。当然、地方財政計画の修正は必要であるが、自民党からの地方税へのはね返りを見込んでいないのではという指摘についてはあたつていない。

### はじめに

竹下内閣が、大型間接税導入を虎視眈々と狙い、その導入強行の環境づくりに腐心するもとの第一一二通常国会において、わが党は国民の声を背景とし、野党の結束と労働団体等との連携に基づき、大型間接税導入阻止

—減税と不公平税制是正実現にむけ、政府・自民党と不退転のたたかいを展開してきた。そして、一九八八年度政府予算案が成立した現在、このたたかいは継続中であり、今後も厳しくたたかいを余儀なくされていることは、与野党国対委員長合意・確認（三月八日・三月三〇日）について自民党が再三これを破ろうとした姿勢を見ても明らかである。

四月一二日の国対委員長「合意」についてもその誠実な履行について監視を強めなければならぬ。しかし、今日までのたたかいは大きな成果として評価すべき内容を多く含んでいた。し

一九八八・四・一二

## 八八税制国会闘争中間報告

### 日本社会党税制協議対策会議

たがつて、我々が要求した予算修正に係る八年度減税要求とその財源補填策をも含んだ不公平税制是正についての与野党交渉の成果及び今後の課題等についてここに中間報告し、今後の闘いへの決意を新たにするものである。

### 一、たたかいの成果

#### (1) 大型間接税強行の竹下戦略に齟齬

竹下總理は、中曾根内閣時における大型間接税の定義と政府統一見解の打ち消し発言を繰り返し、自民党の同日選挙時における選挙公約とともに過去の内閣の見解には新内閣は規定されないとの環境作りに腐心してきた。そして、所得減税、相続税減税等をエサとながら大型間接税導入やむなしの環境作りを進め、今通常国会にも新大型間接税法案を含む税制抜本改革案を提出し、今秋にも成立を期そうというのが戦略であった。

しかし、第一二国会冒頭の土井委員長の本会議質問以降、予算委員会における追及、社・公・民三会派の共同要求に基づく統一歩調によって今日段階、この戦略は齟齬をきたしているといえよう。

そうした意味において、今日までのたなかいの政治的成果を挙げるなら以下となる。

①土井委員長の衆議院本会議における再質問、再々質問は、わが党の新大型間接税導入阻止の決意を内外に改めて示すとともに、竹下内閣が「三つの約束違反」（国会決議・政府統一見解・選挙公約）の拘束から逃れようとすることを許さず、しかも竹下内閣の大型間接税導入強行の企図を如実に露呈させた。

また、「国民の信を問い合わせなおせ」という追及は、税制改革——大型間接税問題が政権問題に直結する問題であることをあらためてクローズアップさせ、報道、世論の喚起を促した。

②山口書記長をはじめとする衆参予算委員会における追及が税制改革、防衛問題、農産物自由化問題など内外の政治経済の緊急課題を焦点として浮かび上がらせた成果は大きい。とくに今年においては、衆参予算委員会審議を税制問題に封じ込め、しかも抽象論で逃げ切ろうとした竹下総理に対して、日米安保・防衛問題について議論を開いたことは昨年との比較において意義がある。

③野党三会派の減税要求及びその財源補填

策についての共同闘争のもとで野党三会派の歩調は完全に一致し、その後の粘り強い与野党折衝のもとで竹下内閣が今国会に税制抜本

改革法案を提出しようとした計画が破綻した点である。また、参議院における粘り強い闘いで、竹下内閣は初の政府予算案において会計年度をこえてから暫定予算を提出するという国会史上例のない醜態を演じたのである。このことは、反対世論が高揚しないうちに環境整備を終わらせようとした企図に反し、通常国会以降の展望を切り開く意味をもつ。

④竹下総理の思惑に反し、国民世論がはつきりと意思を表明しはじめたことである。政府税調主催の公聴会、作為的な税制改革に関する政府世論調査などによつて世論操作を行なおうとした竹下内閣であるが、わが党をはじめとする国会闘争が世論を喚起し、報道機関の調査等において大型間接税反対、不公平税制は正の国民の意思が明らかにされ、また、中小商工業者、経済界においても政府税調「素案」発表以降、各論反対の機運が高まりつつある。

## (2) 八八年度減税実施を獲得

社会・公明・民社の野党三会派による二月二七日付けの八八年度政府予算案修正共同要求以来、三月八日の与野党国対委員長会談における「合意事項」、三月一四日から開始された四月一日まで八回に及ぶ与野党政策担当者による減税及びその財源に係る協議、そして三月三〇日の与野党政策担当者による減税及びその財源に係る協議における自民党からの「回答」、さらに同日付けの与野党国対委員長会談に基づく「確認事項」、そして四月一二日の与野党国対委員長会談における「合意事項」によって、八八年度減税実施が確認されたこ

もに、我々のたなかい体制の整備が進んでいることを示している。

以上を総括するなら、言語明瞭・意味不明の発言を繰り返しながら、「根回し」によって大型間接税導入を早期に強行しようとしてきた竹下戦略は今日の段階において一定の齟齬をきたし、政府・与党内において戦線の乱れも出てきたといえよう。

しかし、前述のとおり、情勢は非常に厳しく、今後のたなかいの展望は、断固とした戦略的な国会闘争の展開と全国的かつ広範な国民諸階層と一体となつた国民運動的な大衆運動にかかる。

とである。

この間、確かに報道されているように自民

党は再三、一度は約束した八八年度減税実施を抜本改正とセットにしようとしたが、我々の粘り強い折衝によって切り離して減税だけを実施することを獲得したと言える。今後、この約束の履行は国民への公約でもあり、誠実に実現させることが与党である自民党の責任となつた。

野党三会派要求の八八年度減税実施規模は二兆九四〇〇億円であり、その内容は、所得税減税一兆二五五〇億円（国税二六〇〇億円、政策減税三八五〇億円（国税二六〇〇億円、地方税二二五〇億円）、相続税減税四〇〇億円、法人税減税六〇〇〇億円である。今日までの自民党からの「回答」及び「確認」によつて、野党三会派要求の柱でもある所得減税（税率構造の改善・控除の引き上げ）及び政策減税のうち内職所得課税の改善は八八年度実施が約束され、また住民税減税については八八年度は困難であり、八九年度実施とされている。すなわち、野党三会派及び労働団体の減税要求の根幹は実施が確認されたものであり、これは税の取りすぎを国民に還付するとともに、可処分所得の向上による個人消費拡大という我々の要求が前進したことを見味する。

今後、この獲得された成果についてその速

やかな履行を自民党に迫ることが残された課題と言える。

### (3) 不公平税制の是正追求

我々の要求は、税に対する国民の二大要求、すなわち過重な税負担の軽減とそれを大型間接税ではなく不公平税制の是正によって実施すべしという声の実現であった。したがつて、予算案修正共同要求、三月八日の「合意事項」に象徴されるように、減税の財源についてもはつきりと内容を明示し、大型間接税導入の余地のないものであつた。

我々は、納税環境の整備を含む当面緊急に是正すべき不公平税制の是正によつて一兆七〇〇〇億円と日本経済の成長、地価暴騰等による税の取りすぎ（八七年度決算剰余金、八八年度自然増収及びこれも国民共有の果実であるNTT株売却益等の税外収入によつて国税の減税財源とし、地方税減税においても不公平税制は正や税源の拡充、自然増収による交付税の増などによつて財源を確保すべきと主張してきた。

我々の要求は明解であり、八八年度において税の取りすぎを国民に還付し（所得減税・相続税減税等）、合わせて不公平税制について当面緊急に是正すべきものを改善し、八八年度と平年度の財源とし、八八年度においては当然財源不足の発生が予測されるので税外収

入、決算剰余金等を当てるべきというものである。また、不公平税制の是正についても我々の考える全てを要求したものではなく、当面緊急の項目について、しかも段階的改善を提案したものであり、平年度においてはさらに予算案修正共同要求、三月八日の「合意事項」に象徴されるように、減税の財源についてもはつきりと内容を明示し、大型間接税導入の余地のないものであつた。

我々は、三月八日の国対委員長「合意」を受けて行なわれた与野党の政策担当者による協議において不公平税制は正を自民党に強く迫つた。その折衝概要は三月二十四日付けの野

党三会派共同の「与野党政策担当者による税制協議における我々の提案と見解」で紹介しているが、自民党は三党的主張を時には曲解し、時には意図的に縮小化し、また現行法を楯に強弁を繰り返したが、遂には三党が主張した以下の項目については財源となることを認めざるを得なかつた。もちろん、その額についてはあるまいであり、積算根拠も示されていないが、自民党が自ら認め、改善の余地があることを引き出したことは大きい。今後、これららの不公平税制は正は国民と我々の課題であるとともに、自民党も責任を持たざるをえないものといえよう。

- ① 有価証券譲渡益課税の強化（みなし分離課税の導入検討）
- ② 土地譲渡所得課税の強化（個人長期譲渡所得課税について）
- ③ 支払配当課税制度の適正化

④受取配当益金不算入制度の適正化

⑤貸倒引当金繰入限度額の見直し

⑥国際課税制度の強化（外国税額控除制度の見直し）

⑦配当所得控除制度の圧縮

⑧給与所得控除の頭打ちの復活

## 今後の課題

2

竹下内閣は、野党を大型間接税論議に巻き込むとともに、政府税調・自民党政調の審議、そして自民党政調の発言の繰り返しで大型間接税検討の土俵づくりを進め、高齢化社会のもとでの安定財源、所得・資産・消費課税のバランス論を名目としつつ、所得税減税、相続税減税で国民を納得させ、経済界に対しても法人税減税等の実施により大型間接税反対を封じ込めようとしてきた。

これに対する我々たたかいは、自民党的圧倒的多数のものであるが、今日時点においては前述のとおり成果を挙げ、同時に大型間接税導入の口実を与える、世論も反対の意思表示を明確にしている。

減税及びその財源についても先の三党共同文書の通り、極めて妥当なものであり、我々は減税額とその財減について自信をもって提案している。

竹下内閣は、今秋にも大型間接税法案の成立を狙つており、現在はその前哨戦ともいえ

る。減税や不公平は正について一定の前進は勝ち取りつつあるが、公約違反を繰り返す政府・自民党に対しては油断することはできない。また、一時の前進、後退に惑わされるとも警戒しなければならない。

今後、わが党は、以上の視点にたって、大型間接税導入阻止——減税と不公平税制是正実現に向かって、以下について最重点課題として取り組む。

### (1) 八八年度減税の確定

過去、三月段階で野党要求の減税が規模も含めて確認され、予算案が修正された前例もあり、国会における公党間の約束である八八年度減税の実施、すなわち、三月三〇日並びに四月一二日の国対委員長会談における「確認」「合意」に基づく、減税法案の今国会提出と成立を追求する。

### (2) 不公平税制是正の推進

政策担当者間の協議で確認された不公平税制是正の具体案の政府・自民党からの提示を求め、早急な制度改正を追求する。

### (3) 政府・自民党「三つの公約」の遵守

七九年の国会決議、八五年の政府統一見解、八六年の選挙公約は政府・自民党政調の国民全体に対する公約・約束であり、いかなる理由が

あろうとこれを一方的に覆すことは許されない。政府・自民党「三つの公約」の遵守を強力に追求する。

### 国民各階層との協力・共同運動の追求

野党三会派の結束を強化し、また、総評、「連合」に結集する労働団体、さらに中小商工業者をはじめとする経済団体、農林漁業団体、そして女性、高齢者、学者・文化人など大型間接税導入阻止——減税と不公平税制是正実現を求めるあらゆる国民諸階層との協力。共同運動を追求し、国民の理解と合意に基づく税制改革の開かれた議論を追求し、国会開幕に結合させる。

同時に、主張のことなる政党であつても我々との協力・共同を望み、真摯な議論の姿勢を示すなら、これを歓迎する。

### 【参考資料】

\*三月八日の与野党国対委員長会談合意事項

1 社公民三会派の要求する所得税、法人税、相続税等の減税は実施する。

2、その財源については、社公民三会派の要求する「不公平税制等のは是正」及び「その他の項目」を含め各党政策担当者で協議する。予算成立までに結論

を得るものとする。

\* 三月三〇日の与野党国対委員長会談  
確認事項

\* 三月三〇日の与野党政策担当者協議  
における自民党からの回答

1、三月八日の与野党国対委員長会談の  
合意に基づく所得税、法人税、相続税  
等の減税は実施する。

2、所得減税については、中堅所得者及  
び低所得者の負担の軽減に配慮しつ  
つ、税率の緩和、控除の引き上げを行  
なう。住民税においてもこれに準ずる。

また、野党三会派要求の政策減税に  
ついては、内職所得者の課税の改善を  
行なう。

3、有価証券譲渡益に対する原則課税及  
び法人税における支払配当軽課、受取  
配当の益金不算入、国際課税のあり方  
について鋭意検討し適正化を図る。

また、納税環境の整備その他について  
ても検討する。

4、六三年度減税財源については、財政  
をこれ以上悪化させない範囲で措置す  
る。

4、災害児育英対策について措置する  
よう努力する

\* 三月三〇日の与野党国対委員長会談  
確認事項

1、野党三会派の要求する減税は実施す  
る。

2、野党の要求した減税財源は担当者間  
で引き続き協議する。

3、六三年度の減税の規模については予  
算成立までに結論を得る。  
4、六三年度減税のための法案は今会期  
中に処理する様最大限努力する。

\* 四月一二日の与野党国対委員長会談  
合意事項

六三年度の減税については、野党三会  
派の要求する規模の所得税等は、これを  
実施する。

※ 口頭確認

①法案の処理については今国会中に最  
大限努力する。

②法案の立法作業のため、額の確定化  
を図るため、折をみて政策担当者で協  
議する。



野党三党共同要求の減税及びその財源補填策

(単位・億円)

	減 税 財 源	
1 不公平税制等の是正	一七、〇〇〇 (四、〇〇〇)	1 所得税減税 一一、五〇〇 (五、〇〇〇)
有価証券譲渡益の課税強化		2 税率構造の改善 二、六〇〇 (三、五〇〇)
土地譲渡所得課税の適正化		2 (1) 給与所得・基礎・人的控除の引き上げ 二、六〇〇 (三、五〇〇)
支払配当軽減制度の適正化		2 (2) 政策減税 二、六〇〇 (一、五〇〇)
受取配当益金不算入制度の適正化		1 パート・内職減税 一一、五〇〇 (一、五〇〇)
貸倒引当金繰入限度額等の見直し		2 退職所得控除の引き上げ 二、六〇〇 (一、五〇〇)
国際課税制度の強化		3 特別人的控除の引き上げ 二、六〇〇 (一、五〇〇)
利子・配当課税の適正化		4 (1) 個人年金保険料の所得控除限度額 二、六〇〇 (一、五〇〇)
給与所得控除の頭打ち制度の復活		4 (2) の引き上げ 二、六〇〇 (一、五〇〇)
納税環境の整備		4 (3) 住宅減税 二、六〇〇 (一、五〇〇)
2 税外収入(含、N T T 株の売却益)	三、〇〇〇 (三、〇〇〇)	4 (4) 財形貯蓄の非課税限度額の引き上げ 二、六〇〇 (一、五〇〇)
3 税の自然增收の確保	七、三九〇 (七、三九〇)	4 (5) 相続税減税 二、六〇〇 (一、五〇〇)
	計 二七、三九〇 (付・地方税減税)	4 (6) 法人税減税 二、六〇〇 (一、五〇〇)
		4 (7) 文化・スポーツ減税 二、六〇〇 (一、五〇〇)
		4 (8) その他 二、六〇〇 (一、五〇〇)
計		計 二五、一五〇

\* 地方税減税の財源については、前述の措置を講ずる。

(上記の財源補填とは別途)

1 個人住民税減税	三、〇〇〇 (四〇〇)
2 (1) 税率構造の改善	
2 (2) 給与所得・基礎・人的控除の引き上げ	
2 政策減税	一、二五〇 (三、六〇〇)
3 (1) 特別人的控除の引き上げ	
3 (2) 文化・スポーツ減税	一、二五〇 (三、六〇〇)
3 (3) 固定資産税の軽減	一、二五〇 (四〇〇)
計	四、二五〇 (四〇〇)

※本数値は、予算修正共同要求のものであり、歳入増については一部歳出増分の財源として使用される部分がある。なお、当初は、歳入・歳出修正であったため歳入においては公共事業の拡大のための歳出増2000億円に当てるための建設国債の増発2000億円が計上されていた。

一九八八・三・八

## 与野党国会対策委員長会談合意事項

一九八八・四・一二

一、社公民三会派の要求する所得税、法人税、相続税等の減税は実施する。

一、その財源については、社公民三会派の要求する「不公平税制等の是正」及び「その他の項目」を含め各党政策担当者で協議する。予算成立までに結論を得るものとする。

一九八八・三・三〇

### 与野党政策担当者協議における自民党の回答（合意）

一九八八・三・三〇

一、三月八日の与野党国対委員長会談の合意に基づく所得税、法人税、相続税等の減税は実施する。

二、所得税減税については、中堅所得者及び低所得者の負担の軽減に配慮しつつ、税率の緩和、控除の引上げを行なう。住民税においてもこれに準ずる。

三、六三年度の減税の規模については予算成

三、有価証券の譲渡益に対する原則課税及び法人税における支払配当課税、受取配当の益金不算入、国際課税のあり方について鋭意検討し適正化を図る。

また、納税環境の整備その他についても検討する。

四、六三年度減税財源については、財政をこれ以上悪化させない範囲で措置するよう努力する。

- 五、災害児育英対策について措置するよう努力する。
- ※ 口頭確認
- ①法案の処理については今国会中に最大限努力する。
- ②法案の立法作業のため、額の確定化を図るために、折をみて政策担当者で協議する。

### 与野党国会対策委員長会談合意事項

四、六三年度減税のための法案は今会期中に処理する様に最大限努力をする。

## 与野党国会対策委員長会談確認事項

一九八八・三・三〇

一、野党三会派の要求する減税は実施する。

二、野党の要求した減税財源は担当者間で引き続き協議する。

三、六三年度の減税の規模については予算成

## 今後の税制闘争について（談話）

日本社会党  
書記長 山口鶴男

### 1 社会党的態度

新型間接税は、大平内閣の一般消費税、中曾根内閣の売上税の形を変えた再現であり、中すでに国民の強い指弾を受けたものである。じょう、絶対に容認できない。もし竹下内閣がこれを導入しようといふのであれば、その前に国会を解散し国民の信を問うべきである。

わが党は税制の抜本改革にいたつて、①信頼と合意の形成、②税不公平の徹底是正、③高齢化、国際化の進展への対応を原則に三年間ぐらいの期間をかけて、国民に開かれた論議を進め、合意を得るべきだと考える。

### 2 当面の取り組み

一、今国会会期中に、学習会などを開催し、党の闘争態勢を確立する。街頭宣伝、署名

活動、党主導の公聴会などによる世論づくりを進め、友好団体、業界との懇談会形式による幅広い共闘関係を確立し、法案提出に反対する運動を展開する。

一、法案提出が強行された場合でも「法案を審議させない」との立場から、諸団体、業

界などにも呼びかけ、自民党議員に対する反対陳情を繰り広げる。地域レベル、県レ

ベルで反対集会を積み上げ、中央総決起集

会を発展・成功させ、世論の力で法案廃案をめざす。

一、国会休会中、衆参国會議員はいつせいに選挙区に帰り、都道府県本部とともにそれぞれ五〇～一〇〇カ所の街頭キャンペーンを実施し、臨時国会に向けて、国民的な運動を盛り上げる。

### 3 所得減税と大型間接税の増減税 シミュレーション

いくつかのケースを仮定して、所得減税による負担減と、大型間接税による家計負担増のシミュレーションを行ない、具体的な数字で、反対を呼びかけていく。

一、党は政府税調の地方公聴会は、政府が見陳述人を一方的に指名するなど大型間接税推進の世論操作であると考える。

この地方公聴会に対抗し、党主催の国民公聴会を開き、①不公平税制の徹底是正の要求、②大型間接税反対——の声を集約し、税制改革に反映させる。

一、国民公聴会を契機に個人、団体で「不公平税制の徹底是正」を要求し、大型間接税に反対する県民会議（仮称）を結成し、七月にも予想される臨時国会に向けて、地域、職場での学習会、きめ細かな署名運動を開催する。

### 税制国民公聴会の実施要綱

#### 会場

東京、大阪、札幌、福岡は中央本部主催。  
その他の県は、県本部主催。

#### 日程

福岡は四月一七日（日）、札幌は五月中旬下旬、東京・大阪は未定。

#### 参加者

二〇〇人以上。半数は各級議員が後援会、支持者のなかで中小商工業者、商店店主などを対象に呼びかける。

## 政府税制調査会の 税制改革の素案について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、政府税制調査会は本日、今後の税制改革

に関する素案を決定した。これによつて政府の企図する税制改革の方向性が基本的に示されたといえるが、それは二類型三方式の新型間接税の提起に示されているようだ。大型間接税の導入を大前提、最優先課題とするものであり、昨年、国民の強い反対によつて挫折した売上税を中心とする税制改革案と本質的に変わるものではない。

一、現在、与野党合意に基づく税制についての政策担当者間の協議が継続されており、しかも首相が大型間接税の導入に関して国会で不明確な答弁を繰り返しているという政治状況下、大型間接税に関する従来の経過を無視し、その導入が企図されていることは、政府公約違反、国会無視、国民に対する背信行為であり、竹下内閣と政府税調の態度は断じて容認できない。

一、改革素案は、国民の最大の要求である不公平の徹底是正に熱意が見られないばかりか、資産課税の適正化などについてもまったく不十分である。さらに何のための税制改革なのか、その理念・目標も具体的には何ら明かにされていない。また中・低所得者の税負担の軽減についてもあいまいにされたままである。

一、税制改革はいまや国民の最大の関心事となつているが、このようなやり方では国民合意を得ることはできない。政府税調はその点を十分肝に銘じ、国民の声に耳を傾け、早急に大型間接税導入の提案を撤回すべきである。

わが党は、税制改革の原点に立つた議論を行うよう政府税調に強く求めるとともに、政府・自民党に対しては、国民の期待する野党共同要求の大型間接税抜きの大幅所得減税等の実現を強く要望する。

の六年度中の実施を与野党合意にのつとり、誠実に実現するよう求める。さらにわが党は、不公平税制の徹底的は正によつて国民の信頼を得られる税制を確立し、福祉社会を目指した税財政の構築のために全力をあげていく。



## 「税制改革に関する有識者調査」についての共同談話

日本社会党政審会長 伊藤茂  
公明党政審会長 坂口力  
民社党政審会長 米沢隆

一、この調査には、誤ったテーマ設定による

と負担増の問題についての設問は客観性に  
誘導的な調査意図が見られる。特に、不公平感を欠ける。

二、政府が税制改革についての国民意識を問

うのであれば、新しい税制改革の具体的計画やイメージを鮮明に提起して設問しない限り全く無意味であるばかりか、逆に税制に対する国民的不信感を招く危険がある。新型間接税の導入が前提にあって、それを追認、合理化させるための世論工作は容認できない。政府・自民党が税制改革について真剣に臨むのであれば、税制改革の内容を明確にした上で、最低一万人規模の世論調査を何回か繰り返して国民合意の形成に努めるべきである。

### ◆資料

一九八八・四・七

## 一九八八年度政府予算案の成立に当たつて（談話）

日本社会党・護憲共同  
参議院国対委員長 対馬孝且

一、本日、一九八八年度政府予算案は参議院

において可決・成立したが、減税等につき、

与野党間で予算成立までに合意を得ることが約束されているにもかかわらず、自民党からいまだに減税についての具体的回答が示されていないのは公党間の約束違反であり、厳しく糾弾する。今後いかなる事態が起ころうとも、すべての責任はあげて自民党にあることを確認しておきたい。

一、わが党は、一九八八年を軍縮と国民生活水準向上による内需拡大のための「転換元

年」と位置づけ、この立場に立脚した予算編成を行うことが差し迫った政策課題であった。

ると衆参両院の予算審議を中心訴え続け

てきた。それを無視した政府の態度は、国民の期待を裏切るものである。

### 一、政府予算案の最大の問題点は、社会保障、

教育、交通、農業、中小企業など生活関連

経費を徹底的に切り詰める一方で、防衛費

の対G.N.P比1%枠突破を継続させ、米国製新兵器の購入、P.O.M.C.U.Sの開始「思いやり予算」の増額などを推進しようとしていることにある。まさに中曾根型行政改革路線に基づくところの国民生活抑圧型の財政運営を改めていないどころか、逆に強化しているのである。参議院での予算審議を通じ、その点がさらに明確にされたが、それがわが党の政府予算案反対の理由である。

一、わが党は、政府・自民党が昨年のマル優廃止決定時のような欺瞞的な態度を再現しようとするとする場合には、それを阻止するため全力を尽くす覚悟である。そして、不公平税制の是正と大型間接税の導入によらない減税の八八年度中の実施をあらゆる手段を行使して追求していく。

一九八八・三・一七

## 昭和六三年度畜産物価格ならびに 政策確立に関する申し入れ

最近のわが国畜産は、飼料価格の値下り、牛乳・牛肉の需要の伸び等によって前年に引き続き収益性が改善されていてるといわれ

るが、畜産農家の経営実態は、政府の畜産振興政策による規模拡大、施設の拡充等をおしつけられて多くの負債をかかえているうえに、政府の畜産物価格の引き下げや年々拡大する輸入畜産物の圧力で生産を制限されて、ますます苦しくなっている。

しかも、先のガット理事会において、政府は農畜産物の輸入制限一〇品目のうち、八品目を受け入れることにしたが、そのなかには牛肉・豚肉調整品が含まれており、さらには三月末で協定切れとなる牛肉・オレンジ交渉で、アメリカは全面自由化の強硬な主張をづけている。このような要求におされて、つぎつぎと輸入畜産物を拡大し、自由化を前提として国内畜産物の生産者価格を引き下げる

できない。

よって、政府は昭和六三年度畜産物政策価格等の決定にあたり、わが国畜産の厳しい現状と国民生活にかかる重要性を十分理解し、抜本的な畜産対策を確立するため、左記事項を実現するようつよく申し入れる。

### 記

#### 一、昭和六三年度畜産物価格について

(一) 加工原料乳保証価格については、「生産費・所得補償方式」で算定し、酪農経営が安定し、酪農家の所得と再生産を補償するよう適正に決定すること。

また、加工原料乳の限度数量は、乳製品の消費拡大をはかり、酪農振興をはかる観点と特定乳製品の需要にみあつた数量に拡大すること。

(二) 牛肉・豚肉の安定価格は、「生産費・所得補償方式」で算定し、所得と再生産の確保ができるよう適正に決定すること。とくに、

ことは明らかであり、断じて容認することは

牛肉の安定価格の一元化によって、生産者が不利益をこうむらないよう配慮すること。

一九八八年三月一七日

## 二、畜産、酪農政策の確立について

(一) わが国の畜産を振興するため、乳製品、

牛肉をはじめとする輸入制限品目の自由化・拡大をおこなうこと。とくに、ココア調整品などの偽装乳製品の輸入抑制の指導を強化するとともに、政府自ら需給計画をたて、需給調整は政府の責任でおこなうこと。

(二) 畜産農家の負債を解消し経営を安定させるため、長期・低利の新しい融資制度を確立するとともに、固定化負債については一定期間棚上げするなど抜本的な措置を講ずること。そのため、負債対策室等を設置して対応すること。

(三) 畜産、酪農生産振興対策として、素牛価格の安定、肥育素牛の供給拡大、子牛生産拡大の奨励措置、肉専用種雌牛の拡大、乳肉複合経営の育成対策などの諸対策を強化すること。

(四) 畜産物の消費拡大について、良質な原料乳確保対策や豚肉の新製品の開発・普及などの諸対策を講ずること。

(五) 指定食肉の卸売価格が、安定基準価格を下回ったときはすみやかに畜産事業団によ

日本社会党中央本部  
中央執行委員長 土井たか子

農林水産局長 竹内猛  
農林水産部会長 田中恒利  
畜産対策委員長 串原義直

農林水産大臣

佐藤 隆 殿

一九八八年三月一七日

## 牛肉・かんきつ類 自由化問題等についての申し入れ

問題に対する毅然たる態度が求められている。

二月始めのガット理事会で、政府は農産物輸入制限一〇品目の自由化を求める裁定を受け入れたが、これは国内の生産者に大変な衝撃を与えている。

また、今日、牛肉・かんきつ類協定の改定問題について、アメリカが、日本が自由化時期を明示するまで交渉のテーブルにつかない、無協定状態になればガットに提訴するという横暴な態度をとつており、農産物自由化



現状と國民經濟における重要性を十分に理解し、左記事項を実現するよう強く申し入れるものである。

記

十分な猶予期間を設定し、実効ある国境措置、国内対策を実現すべきである。

一九八八年三月一七日

日本社会党中央本部

中央執行委員長

土井たか子

農林水産局長

竹内猛

農林水産部会長

田中恒利

農産物市場解放問題対策特別委員長

安井吉典

農林水産大臣

佐藤隆殿



一九八八年四月二日（於佐賀市）

## 二、ガット一〇品目自由化裁定への 対応について

### 牛肉・かんきつ類自由化問題について（談話）

ガット一〇品目自由化裁定に従うことによ  
われわれは反対だが、政府には取りうる最善の

措置を講ずる義務がある。

そこで、乳製品（粉乳・練乳、乳糖、調整  
食料品）、でんぶんの自由化を行わない方針を  
堅持するとともに、「自由化品目」については、

日本社会党  
書記長 山口鶴男

一、牛肉、かんきつ類の自由化をめぐる日米  
交渉は、四月一日の第四回交渉で決裂した

が、米国の自由化要求は理不尽きわまりないものであり、この決裂は当然のことである。

一、わが党は、米国の自由化要求に屈服し、

農業市場を開放した場合、肉牛農家、ミカ

ン農家の経営悪化をはじめ、全国四百余万

農家に重大な打撃を与えること、地域農業、

地域経済の崩壊を招くこと——などの理由

から、政府に対し不退転の決意で臨むよう

要求してきた。また、先のガット理事会で

の一〇品目自由化勧告の受諾に続き、今回、

牛肉・かんきつ類の自由化を受け入れると、

次はコメの輸入自由化への道を開くとの懸

念を明らかにしてきたところである。

一、政府は今後も「牛肉・かんきつ類は自由化しない」との再三にわたる政府見解に基づき、自由化拒否の方針を堅持し、コメを含む基本食糧については、安全、安定、安心できる国内生産を希望する消費者の声に応えなければならない。

一、わが党は、牛肉・かんきつ類の自由化にいかなる形でも反対である。わが党はすでに衆参の農林水産委員会で牛肉・かんきつ類の自由化に反対する決議を勝ち取っているが、政府・自民党に対し、この委員会決議を本会議決議とするよう要求する。

今後、わが党は、「農産物自由化阻止・日本農業再建」の運動を、大型間接税反対闘

争と並ぶ柱として取り組んでいく。

また、農家負債対策立法と農産物自由化対抗立法の実現をはかる他、特に、果樹農業振興特別措置法第五条の発動のための政

一九八八・三・二十四

## 一九八八年度蚕糸価格及び 政策についての申し入れ

記

一九八一年以来の養蚕農家の繭生産調整等の努力により、生糸需給は改善の傾向にあり、糸価が安定上位価格を超えるなど蚕糸業には明るさが出てきている。

しかし、国内の養蚕農家数の減少や収繭量の減少には歯止めが掛かっていない上に、諸外国からの輸入生糸は、わが国の養蚕農家に大きな脅威となっている。

今日のわが国における養蚕業は、戦前のように生産規模にはないが、それぞれの产地においては依然として重要な基幹的作物の地位を保っている。

したがって、政府は、一九八八年度の蚕糸価格を決定するに当たっては、わが国の養蚕業の振興をはかるため、左記事項を実現すること。

四、繭・生糸・絹糸・絹織物・二次製品等の

省令を整備させて、かんきつ類輸入を規制するための準備を行うことを、政府に対して強力に要請していく。



## 訪問販売法の改正について

正を検討してきた。今回、政府はわが党の六年案とほぼ同じ内容で提案してきているため、わが党は政府案に不足している部分を付け加えた対案を提出する。

内容は次の通り。

### 日本社会党政策審議会

#### 訪問販売法改正案（政府案）に対する 社会党の追加項目

##### 1 訪問取引を業として行う者の届け出

###### (1) 開業の届出

業として訪問取引を行う者は、その業務を開始したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、その変更があつた部分について、また同様とする。

###### 一、氏名又は名称及び住所

###### 二、商号があるときは、その商号

三、法人である場合においては、その役員の氏名及び住所

###### 四、営業所の名称及び所在地

###### 五、取り扱う物品又は役務の種類

###### (2) 廃業の届出

業として訪問取引を行う者は、その業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

したがつて、わが党は、六一年提出の訪問販売法改正案が廃案となつてから今日まで、六一年案を土台として訪問販売法の強化・改

る売上は毎年二ヶタの急上昇を示し、狭義の訪問販売だけを見ても売上高は二兆円を超えて、いまやアメリカを抜き世界第一位になるまでに発展するに至っている。

しかしながら、訪問取引による消費者被害も年々急増しており、各地の消費者センター等で受けた販売方法・契約等に関する苦情は、昭和五五年で約五万一千件であつたものが、昭和六〇年には一五万件にまでのぼり、全体の苦情受付け件数に占める割合も二六%から四〇%にはね上がつてゐる。金額にすると、例えば警察庁の「生活経済事犯」によれば、昭和六二年一月から一〇月にかけて摘発された、訪問販売が大半の利殖商法の被害は、四五億円、その他の訪問取引による被害は一三五億円にのぼつてゐる。しかも、こうした被害の顕在化率は実際の被害の一%といわれており、訪問取引による被害は少なくともこの数十倍であるということができる。

の氏名又は名称及び住所、勧誘員の氏名、当

該商品又は役務等の種類等を記載した書面を交付しなければならない。

### 3 クーリング・オフ期間の延長

(1) クーリング・オフ期間を、現行七日間から一〇日間に延長する。

(2) クーリング・オフをすることができる最終日が取引業者の休業日であるときは、

これに次ぐ第一の営業日まで期間を延長する。

### 4 クーリング・オフ期間の起算日の改善

商品の引渡し、権利の移転又は提供があつた日から起算することとする。

### 5 訪問取引における一定の行為規制に違反した場合の契約の解除

訪問取引に係る売買契約又は役務提供契約が締結された場合において、取引業者が当該売買契約等の締結の過程において第三条から第五条の二までの規定に違反し又は第五条の三第二号に掲げる行為をしたときは、購入者は、契約の締結の日から一年を経過する日までの間、当該契約の解除を行うことができる。この場合の効果は、クーリング・オフの場合と同様とする。

6 通信取引にもクーリング・オフを適用する。この場合、クーリングオフ期間の起算日は、商品の引渡し、権利の移転又は役務の提供があった日とし、その効果は、訪問取引の

クーリング・オフの場合と同様とする。

7 通信取引にも契約の解除に伴う損害賠償等の額について制限することとする。

8 指定商品、指定役務等以外の商品又は役務等の訪問取引における悪質な営業方法の規制（指示、業務停止命令等）

9 不当行為を行つてゐる業者に対する主務大臣の措置請求

〔今日の焦点〕

# 郵貯資金の地方還流をどう進めるのか —資金運用からみた制度改革の方向—

浜 谷 慎

## 一、改革への新たな出発

昨今、急速に進展する金融の自由化のなかで郵便貯金（以下、郵貯と記す）のあり方をめぐって活発な政策論議が交わされている。

郵貯が銀行を中心とする民間金融界との競争の中で、現在、二〇〇%の個人貯蓄に占めるシェアと貯蓄残高一七兆円の実績を確保する一方、他方で財政投融資原資の六〇%を担つていていることからすれば、ここに関心が集まるのも当然のことかもしれない。この四月一日からこれまで郵貯制度の根幹を成してきた郵貯非課税制度がマル優・特別マール優制度とともに原則廃止されたことも、また関心を集めるきっかけになっている。

郵貯・民間金融界相互の間では、非課税制度の恩恵を失うことになつた三〇〇兆円の預貯金の「サバイバル」をめぐつて、激しい競争が繰り広げられている。民間金融界は、臨調答申や行革審答申にある「官業（郵貯）は民業の補完である」ことを理由に、郵貯と政府系金融機関の整理・縮小を強く求めてきている。郵貯が行つている個人貯蓄サービスと郵貯資金の運用を骨格に進めてきた公的金融の役割の多くは、すでにその役割を終えたというのである。果たしてそんなことが

いい得るのであろうか。

わたしたち社会党は、そういうた考え方はとうない。わたしたちは、会構造の転換をはじめとする「時代が要請する」課題と国民が求めるニーズ達成に向けて積極的に取り組むことが必要だと考えている。したがつて、現に、郵貯を中心とした公的金融の役割はこれまで以上に重要なものになってきている。

それだけに「郵貯のあり方」について様々な視点からの問題提起と論議が期待されている。わたしたち社会党は、先にまとめた「国民の期待する郵便貯金をめざして」（一九八一年七月一日）に引き続き「郵便貯金事業の新しい役割—公的金融のあり方と制度改革の方向」ともいうべき課題について検討を重ねてきている。昨年七月には、政策審議会の郵政事業対策特別委員会と財政金融政策委員会（委員長はともに武藤山治氏）の合同会議は、その作業の一環として「郵便貯金資金運用法要綱案」をとりまとめ、立法作業を衆議院法制局に要請している。そこで、これら政策・立法作業の根底にある問題意識を中心に以下、郵貯からみた資金運用の改革の方向について述べることにする。

## 二、本格的「官民共存型競争」時代へ

この間、郵貯にとつて懸案であつた新たなサービスが、最近相次いで実現することになった。地方自治体への公共料金等（公立学校授業料、公営住宅の家賃など）の郵貯自動振込、郵貯ATM（現金自動預け払い機）、CD（現金支払機）の日曜稼動と平日午後八時（土曜五時）まで延長予定、国債の窓口販売など、それである。全国二万三〇六六カ所の地域に根を張る郵便局では、郵貯・郵便・簡保年金の三事業を一体にしたネットワークの利点を生かした郵貯事業の積極的取り組みが続けられている。

他方、民間金融界の側から見ると、「本来、民業の補完である」べき郵貯がこうしたサービスに乗り出していくこと自体、間違った行動であつて、最早や「我慢の限界を超えるものだ」ということになる。

しかし、郵貯にはまた別の主張がある。一九八二年度三兆四七五六億円の純増加額、つまり預け入れから払い戻しを差し引いた額は年々減少し、八七年度にはついに五二六五億円（前年度比四七%減）となつた。この額は六六年度の四六八〇億円に次ぐ史上二番目に低い額であり、また年間の純増加額が一兆円を割つたのも六九年度以来のことである。八八年度は、九〇〇〇億円を見込んでいるもののかなり厳しいものがある。

預貯金金利の低水準の中で郵貯非課税制度の廃止、民間金融界からの強い反対で小口MMC（市場金利連動型貯金）の今秋実施が難行していることなど、減少傾向に歯止めをかけられるだけの好材料はなかなか見当たらない。現に、八五年四月～一二月と八七年の同期間の貯蓄商品の増加状況をみてみると状況はなお一層明らかである。郵貯は八五年二兆二九五二億円から九一八一億円に減少。都市銀行（個人貯金）は八五年三兆三七四三億円（うちMMC五三八三億円で一六・一%、規制金利二兆八三六〇で八四・〇%）から五兆九四九八億円（う

ちMMC五兆一九九億円で八四・四%、規制金利九一九九億円で一五・六%）に増加。株技投信は一兆九五一〇億円から一〇兆三四六一億円に大幅増加。一時払い養老年金保険は一兆三七八六億円から三兆五〇〇〇億円に増加している。MMCや高利回りの期待できる株式投信などへの資金シフトが顕著にみられる。

こうした貯蓄商品やサービス面のあり方をめぐる議論とは別に、民間金融界は郵貯資金の運用のあり方、つまり財政投融資、政府系金融機関のあり方に厳しい批判を向けている。ここに郵貯をめぐる最近の政策論議の特徴がある。

民間金融界の主張を要約すると、第一に経済活性化のための資金循環は市場メカニズムによるべきであり、民間金融界は資金供給面で質・量とも十分に機能を果たし得る条件を備えており、したがつて第二にその役割をすでに終えた財政投融資、政府系金融機関の縮小を進めるとともに「その原資調達を担つてきた郵貯も当然縮小すべきである」というものである。郵貯は、貯蓄サービス面、資金運用面の双方ともにその役割の多くを終えたというのである。

郵貯のあり方をめぐる議論は古くから続けられてきているが、そのとき常に一つの「モノサシ」の役目を果たしてきたのが「郵貯補完論」である。そのことは、先の臨調答申や行革審答申でも明確にされていている。臨調答申は、「官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本とする」（八三年三月一四日）と述べ、行革審答申は「今後とも簡易で確実な小額貯蓄の手段である官業としての立場を守りつつ適切な運営を行つていく必要がある」（八六年六月一〇日）としている。

しかし、これまで郵貯が果たしてきた役割と成果、あるいは郵貯が今後果たすべき役割の重要性を考えたとき、「郵貯補完論」に立つかぎり大きな限界を余儀なくされてしまう。したがつて、わたしたちは「郵貯補完論」にかかるものとして新しく「官民共存型競争」秩序をう

ちたるべきだと考へてゐる。

多少乱暴ではあるが、この「官民共存型競争」は郵貯（非営利事業）と民間金融機関（営利事業）が相互に市場メカニズムを基本としながら政策誘導を効率かつ効果的に推進していくこうというものである。といふと、すぐ銀行界等からは郵貯とのイコール・フッティング（郵貯は民間金融業界が負担させられている税金、日銀への準備金、貯金保険等が免除されている。これを同一条件にすべきだという主張）や郵貯の経営形態の変更が主張されてくる。あるいは、非営利事業と営利事業が競争すること自体に無理がある、という意見もある。しかし、現行の郵貯と民間金融界との競争は、双方が抱えている弱点をできる限り少ないものに牽制し合ってきたし、すでに多くの実績をあげている。さらに大きな成果と実績をあげていくためには、郵貯に対する規制を強めるという考え方ではなく、官民による競争の促進にこそよるべきだと思ふ。

ここで、わたしたちがうち立てようとしている「官民共存型競争」秩序の基本的考え方を要約すると、一つは事業の「入り口」である貯蓄サービスに市場メカニズムによる規制の廃止・緩和を図る。二つは、「出口」である資金運用については市場メカニズムによることを基本としつつ、政策誘導の効率・効果的運用を図る。三つは、郵貯と民間金融界とのイコール・フッティングであるが、これは現行制度を基本とし、改善を図る。（郵貯は税金等が免除されているが、山間僻地など不採算地域での営業が義務づけられており、民間金融界とのトータル・バランスとして考えることが必要である。）

さて、この「官民共存型競争」のメリットは、どのような効果として期待できるのか。

第一は、利益還元の誘導効果である。郵貯の「定額貯金」が民間金融界を刺激して「期日指定定期貯金」の発売につながったように、利用者・消費者に対して利益がより還元されるものになつていくであろう。

第二は、郵貯に対するコスト・インパクト効果である。

第三は、民間金融界に対する社会的責任の促進効果である。

第四は、資金の社会的効率化の効果である。

第五は、国際公共効率化の効果である。  
一言でいえば、民間金融界のみによる市場競争と異なつて、市場競争のデメリットを規制し、メリットを引き出す効果を期待できる、ということである。

以上の効果が期待できるとしても、しかし金融の分野における「官民共存型競争」を必要としている鮮明な政策目標がなければ、「郵貯補完論」の上で激しい競争を続ける郵政省、民間金融界、それに財政・金融の主務官庁である大蔵省に対しても、それぞれの立場からの主張に正当性を与えてしまうことになる。

### 三、郵貯資金の地方還流

いま、わが国経済は予想を超える内需景気を持続中である。内需拡大による経済・社会構造の転換が内外から求め続けられてきていただけに、これまでのような外需依存の景気パターンとは異なる様相のなかで先行きの模索が続けられている。この間、急激な円高・ドル安によって、産業、業種、地域、生活とも大きな影響を受けながらも、依然わが国は経済力の強さを發揮している。

しかし、世界一強くなつたといわれる経済力と、豊かさを実感できない国民生活とのアンバランスの問題など、深刻ないくつもの問題が顕在化してきている。この要因にはわたしたちが、前々から指摘し続けてきた地域社会資本の立ち遅れが大きく影響している。  
昨年四月、社会党の山口書記長は、地域社会資本の充実に向けて今後二一世紀までのおおよそ一五年間を「かけがえのない一五年戦略」と位置づけ、財政と郵貯を中心とした公的金融による投資誘導効果を図つていく方針を明らかにしている。

その一つは、下水道、都市公園、道路、住宅など生活環境基盤の質と量の充実を欧米先進諸国並に充実させようというものである。

二つは、情報通信のデジタル化、交通体系の整備、地場産業の育成など自立した地域経済づくりを促進する社会的生産基盤（インフラストラクチャー）の充実である。

それには、財政投融資制度・公的金融制度と土地対策の思い切った制度改革が必要不可欠である。これまでのような市場によるデメリットの後追い的処理のための対策ではなく、市場のメリットを引き出す誘導策が重要な役割を担つてくる。

ほんらい、輸出・外需主導型から内需・生活環境主導型への経済、社会構造の転換のために寄与すべき資金が、政策目標のあいまいさと投資・誘導対象を欠いていることから、資金の多くが投機を求めて海外に流出し、また地価高騰をつくりだす大きな要因となつていて。最近の対外証券投資（株式及び公社債）をみると、八六年度一兆九六六二〇億円、また、直接投資も八六年度一兆九〇一六億円と巨額である。そのこと自体間違つていてるとか、悪いことだといつてるのでない。しかし、わが国の強い経済力が諸外国からみると、モノとカネによる経済侵略と映り、儲かることしかやらないと批判されていることに、率直な反省が必要である。（いずれも一ドル一三〇円で換算）

つまり、金融面においても、また「外需依存」ともいべき現象から、「内需型」への政策転換が急がれているということにほかならない。

一時期（現在でもそうであるが）諸外国に比べ非常に高いわが国の貯蓄に対する批判が強まつた。それは、高い貯蓄率が悪いというのではなく、資金の使われ方が批判されているのである。日銀の堀江康熙氏（金融研究所調査役）は、「わが家の家計貯蓄率の先行きについて「今後とも高水準を維持する可能性が大きい」としたうえで「貯蓄率 자체を下げるのではなく、投資の増加によって対処すべきである」（日本経

新聞 八六・五・二三）と指摘している。また、西ドイツのハンス・マットヘーファー氏（元蔵相）は「我々は、自國の蓄えのかなりの部分を米国の赤字の穴埋めに振り向けているのである。貯蓄は、国内での雇用をつくり出すような投資に振り向ければならない」（朝日新聞 八八・三・三〇）と提言している。

まったく同感である。こういつた政策の推進をはからなければ、今日の内需景気の持続も経済・社会の構造転換も不可能になつてしまふ。繰り返しになるが、そこで重要なのが公的金融の新たな役割である。そのためには、財政投融資制度の抜本的見直しは避けてとおれない問題であり、郵貯のあり方の検討が急がれている。

確かに戦後、財政投融資制度は官民両部門における資金をその時々の政策目標に沿つて諸施策を総合化する上できわめて重要な役割を果たしてきた。しかし、民間金融界の恒常的な資金不足のなかで設備投資資金を補うという量的補完機能の役割はほぼ終わり、もう一つの役割といわけてきた質的補完機能もまた、政府金融機関の貸出金利が民間金融業に比べて必ずしも低いといえない状況になつてきたことから、その役割を失つてきた。

したがつて、わたくしたちは新しい政策目標を達成していく手段として、現行の財政投融資の使途別分類——住宅、生活環境、厚生福祉、文教、中小企業、農林漁業、国土保全・災害復旧、道路、運輸・通信、地域開発、産業・技術、貿易・経済協力、——を「中央財政投融資」と「地方財政投融資」に機能分類して改革することを提起するとともに、郵貯資金の自主運用による地方還流制度の確立を提案している。このような問題提起は中央集中化と集権的な諸制度の中で、慣れ親しんでいる者からすればいかにも奇異に聞こえるかもしれない。しかし、こうした大胆な発想なくしては、改革もまた保守的なものになつてしまふであろう。

#### 四、郵貯資金“制度改革”への取り組み

郵貯の自主運用と郵貯資金の地方還流を中心とした「郵貯のあり方」について、わたしたち社会党は検討を重ねている。そこで、なぜ、いま郵貯の自主運用と地方還流が必要となつてゐるのか、先ず、その理由から整理しておくことにしよう。

第一は、郵貯資金が地域・生活環境を豊かにする「地域社会資本の充実」という新しい政策目標の達成を誘導していくうえで最も適した公的資金であることによるものである。現行制度のもとでは、公的資金の配分が産業基盤の整備や大都市に集中、また地方といつても「東京に直結」した投資効果の期待できる事業に偏ったものとなつてゐる。公的資金の投資効果、つまり地域・生活環境づくりに対し民間資金の導入・促進効果をあげるために郵貯資金の地方還流は大きな役割を果たすことができる。

第二は、郵貯事業の経営責任を明確にさせる必要によるものである。

郵便貯金法は「郵便貯金は、国の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する」（第二条）とあり、他方、資金運用部資金法は「郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払い戻し及び郵便貯金法の規定に基づく貸付に必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない」（第三条）と、郵貯資金の預託が義務づけられている。一九八七年度から郵政省による二兆円（九一年度までに一五兆円に拡大）の自主運用が認められているが、端的にいえば、郵政省は「集める人」であり、大蔵省は「使う人」となつてゐるところに現行郵貯制度の特徴があるといつてよい。これが郵貯にとって最大の問題点である。郵貯は、国営事業であつても、事業に課せられた公共性と効率性がきびしく求められている。また、金融の自由化・国際化の中で郵便貯金法が示している「郵便貯金を簡易で確実な貯蓄手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、

その福祉を増進することを目的とする」（第一条）ことの具体化が強く迫られている。郵貯資金の運用権は、事業の当事者である郵政省に与えられなければならない。

第三は、郵貯と民間金融界との新しい競争のあり方である「官民共存競争」の条件をつくる必要からである。郵貯に資金運用権を与える商品の開発・発売は不可能になつてしまふ。これではいくら公的資金の原資を必要としても、郵貯商品は魅力を失い郵貯事業は衰退を余儀なくされてしまうことになる。

第四は、財政投融資制度の抜本的改革から郵貯資金の自主運用・地方還流を必要とする理由である。これについては、すでに前述したとおりである。

さて、そこで、郵貯資金の自主運用と地方還流を可能にする制度改革として、わたしたち社会党が取り組んでいる郵貯資金“自主運用”についての基本的考え方である。

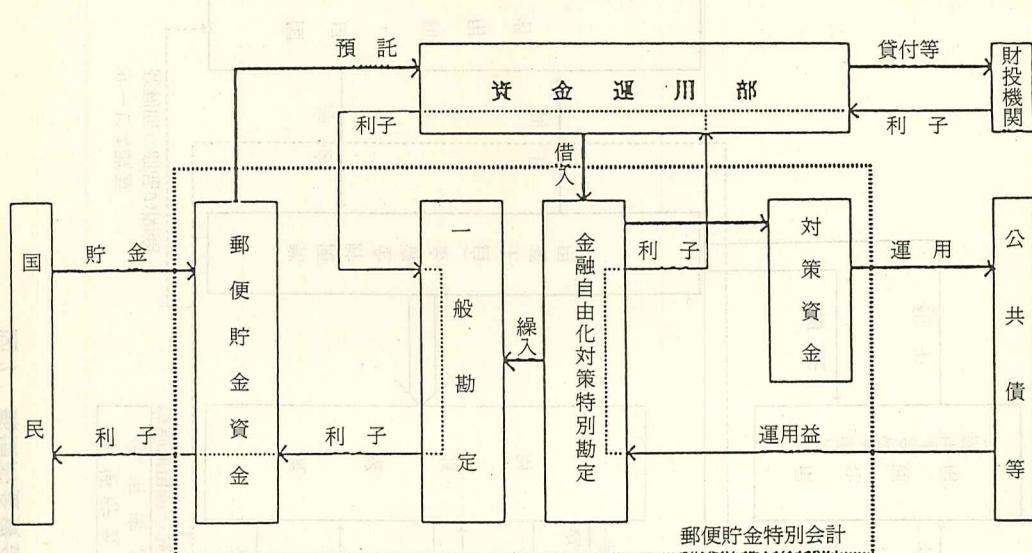
図1は、現行制度による郵貯資金の流れを表したものである。図2は、社会党の改革構想による郵貯資金の流れを示したものである。このなかで、わたしたちが最も重点に考えていることを紹介することにしたい。

一つは、郵貯資金の運用に関する権限を、現行の大蔵省から郵政省に移し、自主運用の完全化を図る。これによつて、資金運用部資金法にもとづく郵貯資金の預託義務はなくなる。したがつて、郵貯資金の運用は大別すると、郵政省による「直接運用」と大蔵省に預託する「預託運用」になる。

二つは、郵政省による「直接運用」は市場実勢のもとで運用する「有利運用」「パーソナル・ファイナンス」と、これら運用益の一部を補填し、地方公共団体等へ市場貸付金利よりも低利で貸付ける「特別運用」とする。なお、「有利運用」の範囲は当面簡保年金などとする。

図1 資金運用の仕組み図

〈注〉郵政省作成



三つは、国の段階で必要とする財政投融資の機能を果たしていくための原資として、郵貯資金の一定割合を資金運用部に預託するものとする。

以上のことからも明らかなどおり、改革案の最大のメリットは、一般会計から利子補給等を必要としないで市場貸付金利よりも低利で地方公共団体等への貸付を可能とする点にある。これは、郵貯の「有利運用」——市場実勢で社債、金融債、金銭信託、外国債等——で得た運用益の一部を補填する「特別運用」によって始めて制度として具体化されてくる。地方公共団体等が地域社会資本の充実化に取り組めば、地域への民間資本の投資誘導効果を図っていくことができるよう。

郵貯が、「有利運用」で得た運用益を、こうしたかたちで利用者・社会・経済に還元していくことで、郵貯は今後とも非営利事業としての新しい役割を担っていくことになる。国民の合意形成がここに集まつてくることは、間違いのない確かなことであると思う。

## 五、今後の課題

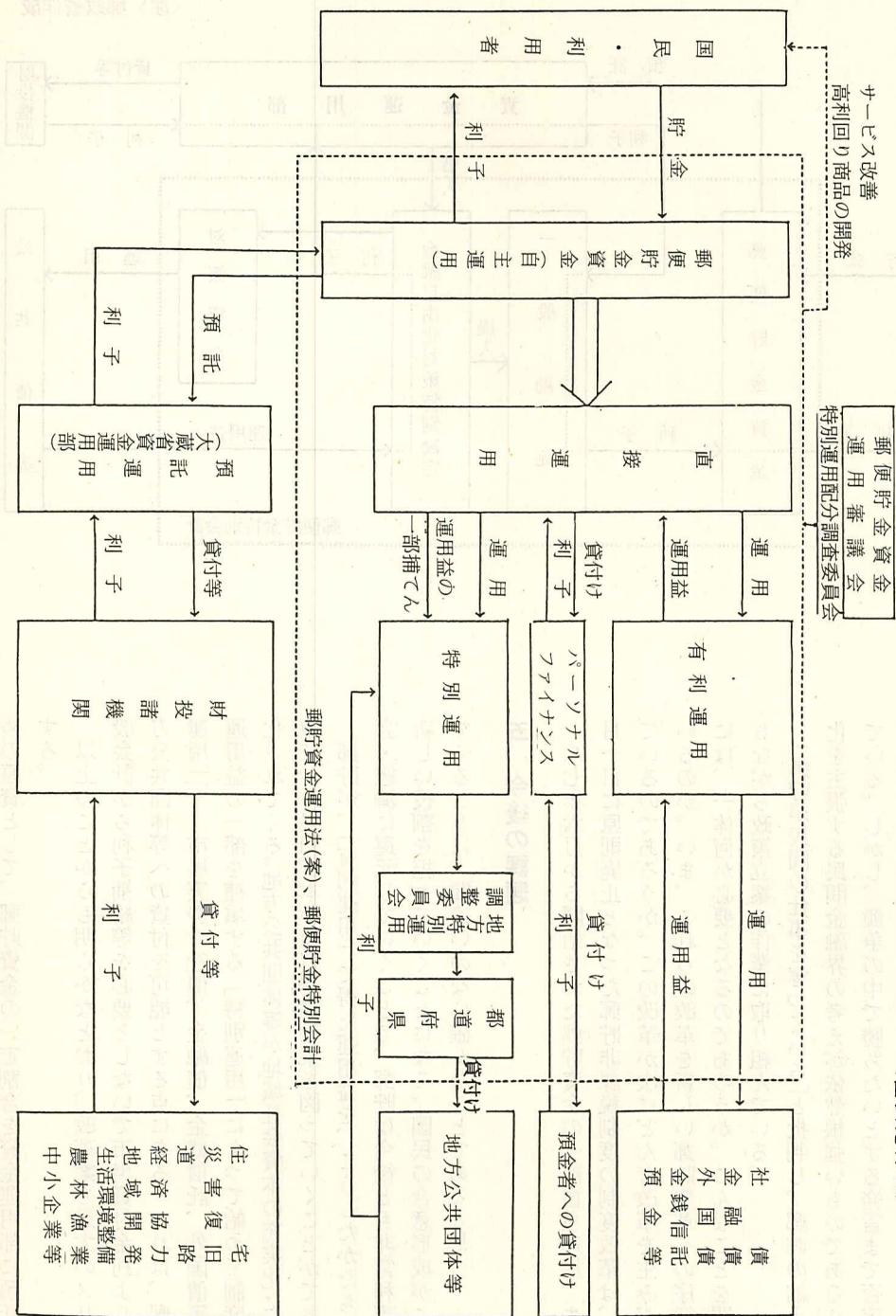
八七年六月から開始された郵貯資金の一部自主運用、また、今年四月一日に原則廃止となつた郵貯非課税制度の制度改革は、何を意味しているのであろうか。この改革が次にどんな改革を生みだそうとしているのか。いま、これらの改革を新しい郵貯変革への序章とするためには、一体何が必要となるのであろうか。こんなことを問題意識に持ちながら政策立案の作業に取り組んでいる。

「郵貯が民間の仕事を奪つていて」と批判し、郵貯の縮小や郵貯民営化を主張する民間金融界の考えが依然根強いものであることも承知している。しかし、競争の中で勝ちたいとする発言まで否定しようとは思わないが、政策目標の大前提である「国民のために」という視点が失われてしまった事業エゴの主張は、きびしく批判されなければならぬであろう。

図2 郵便貯金資金運用法案要綱骨子。図解 <1987年7月>

郵便貯金運用法案要綱骨子・図解 <1987年7月>

《社会党作成》



一昨年以来、わたしたち社会党は、郵政事業対策特別委員会と財政金融政策委員会のなかに設置された金融制度調査会（調査会長、佐藤觀樹氏）を中心に、全通をはじめ、学者・専門家等の協力を得ながら検討を重ねてきた。この結果、郵貯資金の自主運用・地方還流を具体化するため、新たに郵便貯金資金運用法案の立法化が必要だとする結論に達した。作業は、その後順調に進められている。しかし、これまで述べてきたことからも明らかなどおり、郵貯の改革が郵便貯金資金運用法案で終わるものではない。

わたしたちの作業は、郵貯資金の「運用のあり方」の検討から出発したけれども、いま取り組むべき課題は、財政投融資制度の見直し、金融の自由化のあり方、さらに経済・社会の構造転換のあり方、等々へと広がっている。地域でを集められた郵貯が、かぎられた地域を超えて、わが国の経済・社会はもとより、国際的規模にまで大きく影響を与える合っている、ということである。

今年二月に開かれた社会党の全国大会で承認された「もう一つの日本と世界——二二世紀への社会経済転換計画」のなかで、郵貯資金の地方還流の具体化とともに、「財政投融資制度の抜本的見直し」「生活の質」を重視した金融制度の改革など、取り組むべき多くの課題があげられている。

今後の作業は、郵便貯金資金運用法案の成案に向けて討議を重ねるとともに、さらに広い視野に立つて検討を重ね、時代が要請する政策課題と国民のニーズに沿った「新しい郵貯の役割」について政策をとりまとめていくことになる。

（党・政策審議会書記）

### 前号訂正のお知らせ

10ページ、共同要求政党のうち、「社会民社連合」は、「社会民主連合」の誤りでした。

39ページ上段10行目、（日生連）は（日生協）の誤りにつき、お詫びして訂正します。



# 日本社会党 政策審議会役員

## ○政策審議会

会長 伊藤 茂  
政策担当中央執行委員

岩垂寿喜男

松前 仰

△大蔵部会

副会長

細谷治嘉

上原康助

小野信一

△文教部会

副部会長

河上 民雄

松前 達郎

△逓信部会

副部会長

河上 民雄

木間 昭

伊藤 忠治

△建設部会

副部会長

河上 民雄

大森 昭

伊藤 忠治

△外務部会

副部会長

河上 民雄

△農林水産部会

副部会長

川俣 勝美

△環境部会

副部会長

川俣 勝美

△予算部会

副部会長

川崎 寛治

△決算部会

副部会長

川崎 寛治

△運輸部会

副部会長

菅野 久光

△商工部会

副部会長

田中 恒利

△内閣部会

副部会長

浜本 万三

△事務局長

副部会長

渡辺 博

△社会労働部会

副部会長

川俣 勝美

△地方行政部会

副部会長

佐藤 三吾

△地政部会

副部会長

加藤 万吉

△法務部会

副部会長

稻葉 誠一

△婦人部会

副部会長

千葉 景子

△婦人部会

副部会長

安恒 良一

△地政部会

副会長

細谷治嘉

上原康助

小野信一

△文教部会

副部会長

永井孝信

水田 稔

安田修三

△農林水産部会

副部会長

川俣 勝美

△環境部会

副部会長

川俣 勝美

△予算部会

副部会長

川崎 寛治

△決算部会

副部会長

川崎 審治

△運輸部会

副部会長

菅野 久光

△商工部会

副部会長

田中 恒利

△内閣部会

副部会長

浜本 万三

△事務局長

副部会長

渡辺 博

△社会労働部会

副部会長

川俣 勝美

△地政部会

副部会長

佐藤 三吾

△法務部会

副部会長

稻葉 誠一

△婦人部会

副部会長

千葉 景子

△婦人部会

副部会長

安恒 良一

稻村 稔夫

金銭の支拂ひを以て、其の妻の夫の政治活動の費用を賄ふる爲めに、日本社会党の幹部は、

一和年以來、毎年、その妻の夫の政治活動の費用を賄ふる爲めに、日本社会党の幹部は、

館号五の書寫

## 基本政策委員会役員

副委員長 野口幸一、加藤万吉、川崎寛治、水田 稔、志吉 裕  
福間知之、清水勇、河上民雄、川俣健二郎、野口幸一  
佐藤三吾、久保 亘 戸田菊雄、田中恒利  
水田 稔、奥野一雄、清水 勇、福間知之  
竹内 猛、加藤万吉、野口幸一、川俣健二郎、水田 稔  
木間 章、金子みづ  
安井吉典、田中恒利、竹内 猛、稻村稔夫  
池端清一、山本正和  
池端清一、大原 亨、山本正和  
水田 稔、村山喜一、岩垂寿喜男、福間知之、対馬孝旦  
大木正吾  
阿部未喜夫、水田 稔、伊藤忠治、福岡知之、大森 昭  
馬場 昇、嶋崎 讓、河上民雄、粕谷照美  
上田利正、稻村稔夫  
川崎寛治、川俣健二郎、竹内 猛、加藤万吉、水田 稔  
鈴木和美、小川仁一  
新盛辰雄、野口幸一、川俣健二郎、木間章、加藤万吉  
田中恒利、小沢克介、丸谷金保、稻村稔夫  
加藤万吉、五十嵐広三、佐藤三吾、志苦裕  
村山喜一、奥野一雄、上坂 昇、福間知之  
上田 哲、大木正吾  
稻葉誠一、松前達郎  
佐藤觀樹、加藤万吉、鈴木和美、赤桐 操  
五十嵐広三、河上民雄、柏谷照美

十一 補助役 事務局長 早川 勝  
十二 本岡 昭次  
十三 稲村 稔夫  
十四 菅野 久光  
十五 渡辺 四郎  
十六 糸久八重子  
十七 浜本 万三  
十八 松前 仰  
十九 原 野人  
二十 佐藤 德雄  
二十一 木間 章  
二十二 安恒 良一  
二十三 中沢 健次  
二十四 山口 哲夫  
二十五 梶原 敬義  
二十六 山花 貞夫  
二十七 上野 雄文  
二十八 福間 知之  
二十九 小沢 克介

編集後記

円高の差益還元がされない、という消費者の声が小さくならない。交通料金の引下げを期待している通勤、通学者も意外に多い。ところが民鉄協と運輸省は私鉄運賃を逆に引上げるというのである。いったい、どういうことを列挙してみたい。もちろん、利用者・市民の権利として改善、改革を要求していることは当然である▼まず、大衆、大量輸送の公共交通機関としての自覚と責任が薄いことだ。それは十年一日の如くの経営感覚からすべて出されている。たとえばターミナルの先に電車ptuneを建設しないから、朝のラッシュ時でも上りはターミナルに近づくにつれてノロノロ運転になるという非近代的不合理性である。それは「快速」「特急」でも同様である。ターミナルで満員の乗客を下車させ、下りの方向に発車してホームを離れない限り、次々上り電車はそのホームに入れないものである▼一分一秒を争つて職場に急ぐ利用者はイライラしながらホームに突び出し、階段を早や足で降り改札出口に向うのだが、ここがまた全

改札口の五・六割しか開いておらないため遠々とギュウギュウ詰めの列となる。「どうして、全部アケないのだ」と乗客の中から怒りの声があがると「ラッシュが過ぎたからだ」「これ！ラッシュじゃないか」「なにッ！」と駅員が怒鳴る。どっちがお客様かわからない光景が日常的である▼日中、車内で新聞を読んでいると突然暗くなり読めない。とつさに回りを見渡すと軌道両側の建物などによつて日陰になるからだ。要するに車内灯を節電と称して消してしまふからだ。JRや他の私鉄にはもちろんこのようことはない。また管理費がかかるといつて改札周辺にはトイレを絶対に施設しない。夜、飲んで帰途につく通勤者がよくホームから放尿している。構造的に決定的反利用者の駅舎なのだから無理もない。▼夜遅い電車といえば、これまで悪質なのは運転間隔が長いのに車輌数を必ず少なくする。そのために家路へ急ぐ通勤者は酒臭いスシ詰め車内でトラブル寸前の異様な雰囲気を余儀なくされる。「快適な通勤、通学のために……」などと軽薄に喋りまくつている当私鉄の社長等重役連中がこういう異様な電車に乗車体験したことがあるのだろうか。不動産部門ではボロ儲けしているのだが。労組も賃上げのみでなく、こんごは乗客に感謝される運動も必要ではなかろうか。これでも運賃は上がるのか。

(S)

「政策資料」 購読料のお知らせ

「政策資料」 購読料のお知らせ

送付一部三〇四

年間購読料 四二〇〇円(前納)

郵便振替 東京8-80821

大和銀行  
衆義完支店

普通 203888  
日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会

委員長　伊藤茂  
編集委員　細谷治嘉

上原康助

河上民雄

戸田菊雄

安田修三

志苦一裕

瀬尾忠博

鈴木和美

四



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1988年5月1日発行

政策資料第260号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価 300円 (送料 50円)

---